

入札参加資格申請業者の皆様へ

平成 29 年 10 月 20 日
寝屋川市

寝屋川市競争入札参加資格申請等における変更について

寝屋川市（上下水道局を含む。）が発注する建設工事の請負契約及び測量・建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参加する者に必要な資格申請等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 建設工事

(1) 工事種別（解体工事業）の追加

平成 30・31 年度の建設工事競争入札参加申請の工事種別に「解体工事業」を追加します。

なお、解体工事業の登録を申請できる方は、解体工事業について「建設業許可」（営業所で登録する場合は、当該営業所での許可）を取得し、解体工事業について「経営事項審査」を受けている必要があります。

(2) 制限付一般競争入札の対象者の拡大

建設業者が寝屋川市の市内業者及び準市内業者を対象としている制限付一般競争入札に参加するための**待機期間を、市内業者又は準市内業者として入札参加資格の登録をした日から平成 30 年度は 1 年間とし、平成 31 年度以降は撤廃**します。

(3) 入札参加資格要件の緩和

建設業者の資格審査において、**「審査日の前 2 年のそれぞれの 1 年における決算において完成工事高があること。」という入札参加資格要件を撤廃**します。

2 測量・建設コンサルタント等

測量・建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参加する者の入札参加資格に係る有効期間を**平成 30 年度から 4 年間に変更**します。

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日